

滋賀大学「環境学習支援士」会規約

第1章 総称

第1条 この会は滋賀大学「環境学習支援士」会と称し、事務所を滋賀県大津市平津 2-5-1 滋賀大学教育学部構内におく。

第2条 本会は、学校や地域にあつて、自ら先頭に立ち、適切な指導・助言を行いながら、環境教育・学習に関する実践的な交流と支援をおこない、環境問題の解決に取り組む。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

1. 学校教育、地域の環境学習を支援する。
2. 会員相互の交流と親睦。
3. 本会は、部会を設けて部会活動を行う。
4. 学校、地域の出前講座に講師を派遣し、学習プログラムのストックを図る。
5. 会員の環境学習や発表会を開催しレベルアップを図る。
6. 滋賀大学の環境学習事業、諸団体との協力・共催を行う。
7. 情報の発信と環境学習機関（NPOを含む）とのネットワークづくりを行う。
8. 独自の企画・事業を行い、継続した環境学習イベントを取組む。
9. 機関紙・誌や書籍の発行。
10. 広報活動やその他、目的達成に必要な活動。

第2章 会員

第4条 滋賀大学「環境学習支援士」及び「環境学習支援士」履修生及び、環境学習を志ざし広く社会に向けて環境学習支援を目指す入会希望者は、すべて会員に登録できる。

第5条 この会に入会を希望するものは所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ事務局に提出し、入会金 1000 円および会費として毎年 1 回 2000 円を払い込むことによって会員になることができる。途中入会者の会費は、半年単位で算出する。

第6条 会から脱会は自由に行うことができる。入会金、会費は返済しない。会費を一定期間経過しても、理由もなく滞納している場合は除籍することができる。

第3章 機関

第7条 この会は機関として、総会、理事会を置く。

第8条 総会

1. 総会は、この会の最高決議機関であり、原則として 1 年 1 回開き、理事会の決定により理事長が召集する。ただし、理事会が必要と認めたときは臨時に総会を召集できる。
2. 総会は会員の過半数（委任状も含める）の出席で成立し、決議は出席者の過半数を必要とする。
3. 総会で決議する事項は、事業報告、会計報告、会計監査報告、次期事業計画、次期予算、その他重要事項。
4. 総会は役員を選出する。

第9条 理事会

1. 総会に次ぐ執行機関で、理事長が召集する。
2. 理事会は総会の決議に基づき運営にあたる。
3. 理事会は過半数の出席で成立し、決議は出席理事の過半数を必要とする。
4. 理事会は事務局および部会を置き、部会の改廃は理事会で行う。
5. 理事会は事業計画に応じて専門委員会をおくことができる。

第4章 役員・顧問

第10条 役員 この会は次の役員、および会計監査を置く。

1. 理事長1名、副理事長2名、事務局長1名、理事若干名（会計を含む）、会計監査2名。
2. 役員の任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。

第11条 顧問 この会は顧問を置く事ができる。顧問は理事会等に出席し助言をすることが出来る。

第5章 会計

第12条 この会の経費は次の収入をもって充当する。

1. 入会金、会費及び臨時会費、行事収入、寄付金、その他とする。
2. 会費は年会費を徴収するものとする。原則として前納とする。
3. 入会金、年会費は別に定める細則による。

第13条 この会の支出は活動費その他とする。

第14条 この会の会計年度は毎年度4月から3月の1年間とする。

付記

1. 本規約に定められていない事項に関しては、規約の精神に基づいて、理事会で細則を定めることができる。
2. この規約の改廃は、総会で3分の2以上の多数をもって決議する。
3. この規約は、2008年4月20日をもって執行する。2015年4月19日一部改正